

平成十九年四月

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール
共和国との間の協定を改正する議定書の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の内容	一
1	本文	一
2	附属書	三
3	協定第七条に基づく実施取極を改正する議定書	四
三	議定書の実施のための国内措置	四

一 概説

1 議定書の成立経緯

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）は、平成十四年十一月に発効した。その後両国は、平成十八年四月に開催された第二回総括委員会において、物品及びサービスの貿易の更なる自由化及び円滑化を目指して改正交渉を開始することで合意し、平成十九年一月に開催された第三回総括委員会において協定の改定内容について大筋合意に達した。その後、改正議定書案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年三月十九日に東京において、我が方安倍内閣総理大臣と先方リー首相との間でこの議定書の署名が行われた。

2 議定書締結の意義

この議定書は、現行の協定を見直し、我が国とシンガポールとの間の物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を更に推進し、規定を更に整備するものである。この議定書の締結により、両国間の経済活動の連携が一層強化され、両国経済が一段と活性化されることが期待される。

二 議定書の内容

この議定書は、本文十六箇条及び末文並びに附属書から成っている。また、この議定書に関連し、協定第七条に基づく実施取極を改正する議定書が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。

1 本文

- (1) 現行協定第五条を改め、協定が両締約国の租税条約における権利及び義務に影響を及ぼさず、また、両者が抵触する場合には租税条約が優先することを規定する。（第一条）
- (2) 現行協定第十一条を改め、緊急措置に関連する条項の改正（この改正議定書第四条）に伴って「経過期間」の定義に係る規定を削除することを規定する。（第二条）
- (3) 現行協定第十四条を改め、関税を撤廃し、又は引き下げることとし、また、日本国による関税の撤廃及び引下げのための新たな実施日程を現行協定に追加することを規定する。（第三条）

- (4) 現行協定第十八条を改め、現行協定に基づき関税上の特惠待遇が与えられる原産品を対象とする緊急措置を廃止し、この議定書により関税上の特惠待遇が与えられる原産品を対象として適用期間を二年（極めて例外的な状況においては最長四年）以内とする緊急措置を定めるとともに、新たな暫定緊急措置について定めることを規定する。（第四条）
- (5) 現行協定第二十二条を改め、代替性のある原産品及び原産材料並びに一般的に認められている会計原則の定義に係る規定を加えることを規定する。（第五条）
- (6) 現行協定第二十三条を改め、締約国の原産品となる水産物その他の産品に関する船舶及び工船の条件を定め、付加価値基準における材料の原産資格価額の計算に係る関値を六十パーセントから四十パーセントに引き下げ、及び締約国の原産材料のみを使用して生産される産品を当該締約国の原産品とする旨を定めることを規定する。（第六条）
- (7) 現行協定第二十五条及び第二十六条について技術的な修正を加えることを規定する。（第七条、第八条）
- (8) 現行協定第二十八条の次に第二十八条のAを挿入し、代替性のある産品及び材料が在庫において混在している場合、当該産品の原産性は締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定されることを規定する。（第九条）
- (9) 現行協定第三十三条を改め、輸入締約国は、輸出締約国の援助を得て原産地証明の真正性や正確性を確認した後においても原産品であると決定できない産品に対して関税上の特惠待遇を与えることを義務付けられないことを規定する。（第十条）
- (10) 現行協定第三十三条の次に第三十三条のAを挿入し、原産地規則に関する両締約国間の連絡を英語で行うこと等を規定する。（第十一条）
- (11) 現行協定第三十五条の次に第三十五条のA及びBを挿入し、「税関当局」及び「関税法令」の定義を定めるとともに、各締約国の関税法令等に関する情報及びその修正に係る透明性を確保することを規定する。（第十二条）
- (12) 現行協定第五十六条について技術的な修正を加えることを規定する。（第十三条）
- (13) 現行協定附属書Iを附属書IAに改め、その次に附属書IBを挿入することを規定する。（第十四条）
- (14) 現行協定附属書IV Cを附属書二、三及び四によって改めることを規定する。（第十五条）
- (15) この議定書の発効及び正文について規定する。（第十六条）

2 附属書

(1) 我が国が新たに行う関税の撤廃及び引下げ並びにそれらの実施日程について規定する。(附属書一)
その概要は次のとおりである。

イ 関税の撤廃等の内容及び対象品目

品目数では、関税を即時撤廃するものは約四百品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約五百品目、関税を引き下げるものが一品目になる。

分野別では、鉱工業品のうち約三十品目について関税を撤廃し、農林水産品のうち約八百八十品目について関税を撤廃し、一品目について関税を引き下げる。

ロ 主要品目の関税の撤廃の概要

- ・ 軽油の一部について、平成二十年一月一日に撤廃する。
- ・ 一部の石油製品及び石油化学製品（揮発油、ポリプロピレン等）について、平成二十年一月一日後均等な引下げを行い、平成二十九年四月一日に撤廃する。

- ・ マンゴー、ドリアン、アスパラガス、製材及びえびについて、平成二十年一月一日に撤廃する。

- ・ カレー調製品について、平成二十年一月一日後均等な引下げを行い、平成二十六年四月一日に撤廃する。

(2) 我が国がサービスの貿易について新たに行う特定の約束について定める。(附属書二)

その概要は次のとおり。

- ・ 保険仲介サービスの自由化を拡大する。

- ・ 国境を越える証券取引の自由化を拡大する。

(3) シンガポールがサービスの貿易について新たに行う特定の約束について定める。(附属書三、附属書四)

その概要は次のとおり。

- ・ フル・バンクの免許枠を拡大する。

- ・ ホールセール・バンクの免許発給数に係る制限を撤廃する。
- ・ 国境を越える証券取引の自由化を拡大する。

3 協定第七条に基づく実施取極を改正する議定書

シンガポール政府機関及びシンガポール国内法令名等を修正すること等について定める。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書を実施するため、国内法令の立法又は改正は必要としない。なお、この議定書を実施するための特別な予算措置は必要としない。